

意見書

平成24年2月15日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

(ふりがな) とうきょうとみなとくとらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 イー・アクセス株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう
代 表 取 締 役 社 長 エリック・ガン

郵便番号 326-0823

(ふりがな) とちぎけんあしかがしあさくらちょう
住 所 栃木県足利市朝倉町254-3
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 株式会社エム.ビー.エス
だいひょうとりしまりやく よもぎだ さとる
代 表 取 締 役 蓬田 知

郵便番号 650-0027

(ふりがな) ひょうごけんこうべしちゅうおうくなまちどおり ちょうめ ばん ごう
住 所 兵庫県神戸市中央区中町通2丁目3番2号
(ふりがな) かんさい かぶしきがいしゃ
氏 名 関西ブロードバンド株式会社
だいひょうとりしまりやく みす ひさし
代 表 取 締 役 三須 久

郵便番号 361-0056

(ふりがな) さいたまけんぎょうだしまちだ ばんち
住 所 埼玉県行田市持田2221番地
(ふりがな) けーねっとかぶしきがいしゃ
氏 名 K net株式会社
だいひょうとりしまりやく のむら たいごう
代 表 取 締 役 野村 泰豪

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくにちょうめ ばん ごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう たなか たかし
代 表 取 締 役 社 長 田中 孝司

郵便番号 105-7361
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばしいちちょうめ ばん ごう
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちゅうけんしーいーおーそん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばしいちちょうめ ばん ごう
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちゅうけんしーいーおーそん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 930-0412
(ふりがな) とやまけんなかにいかわぐんかみいちまちひろの ばんち
住 所 富山県中新川郡上市町広野3146番地1
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 株式会社ティエイエムインターネットサービス
だいひょうとりしまりやく あらき あつし
代表取締役 荒木 敦

郵便番号 420-0034
(ふりがな) しづおかげんしづおかしあおいくときわちょうにちょうめ ばんち
住 所 静岡県静岡市葵区常磐町二丁目6番地の8
(ふりがな) かぶしきがいしゃ と か い
氏 名 株式会社TOKAIコミュニケーションズ
だいひょうとりしまりやくしゃちゅう ときた かつひこ
代表取締役社長 鶴田 勝彦

郵便番号 957-0061
(ふりがな) にいがたけんしばたしすみよしちょう ちょうめ
住 所 新潟県新発田市住吉町5丁目12-22
(ふりがな) かぶしきがいしゃにいがたつうしん
氏 名 株式会社新潟通信サービス
だいひょうとりしまりやく ほんま せいじ
代表取締役 本間 誠治

郵便番号 698-0002
(ふりがな) しまねけんますだししもほんごうちゅう
住 所 島根県益田市下本郷町56-1
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 株式会社マイメディア
だいひょうとりしまりやく ひでうら みはる
代表取締役 秀浦 実晴

(五十音順)

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

【別紙】

我が国の電気通信市場は、技術革新の進展に伴い大きく市場を拡大するとともに、ネットワーク構造は従来のPSTN（回線交換）網からIP網へ、固定アクセス回線については、メタル回線から光ファイバへとマイグレーションが進展しています。

しかしながら、未だ光サービスの提供エリア外となっている地域も多数存在しており、こうした光サービス提供エリア外のお客様にとって、メタル回線を利用したサービスは依然として不可欠なアクセス手段であるとともに、当該エリアの社会生活や経済活動の基盤を支える重要な役割を担っています。

【直収電話＝約404万、DSLサービス＝約741.2万（平成23年9月）】（電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成23年度第2四半期（9月末）より）

平成24年度に適用する実際費用方式に基づく接続料については、平成24年1月17日に東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT東・西」という。）より総務省に認可申請され、ドライカッパ接続料、ラインシェアリング等メタル回線に係る接続料や回線管理運営費（以下、「ドライカッパ接続料等」）は、NTT東・西共に平成23年度の接続料から上昇しています。

これは、NTT東・西がメタル設備の維持管理に要したとされるコストをメタル回線利用者が負担するという現行の方式において、NTT東・西のマイグレーション施策に伴うメタル回線利用者が減少し続けている中、それに見合うだけのメタル設備に係る維持管理コストが削減されていないという構造的な問題に起因するものであり、現行の算定方法を見直さない限り、平成24年度以降もドライカッパ接続料等は引き続き上昇していくものと想定されます。

これまでも、接続事業者からは具体的な時期や検討の枠組みを定めた上で抜本的な接続料算定の在り方を検討すべき旨の要望が数多く上がっています。これに合わせて平成22年度の当該接続料認可時における情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成22年2月22日）（【別添1】参照）や、情報通信審議会答申（平成23年12月20日）（【別添2】参照）においても、接続料算定の在り方について検討を行うよう要請がなされていますが、本件については未だに明確な進捗が見られない状況となっています。

今後も接続料の上昇が継続した場合、ユーザー料金の値上げや接続事業者が事業からの撤退を余儀なくされるといった事態も想定され、結果として国民利便を大きく損ねるおそれがあることから、当該接続料の算定方法を早急かつ抜本的に見直すことが必要です。見直しにあたっての最低限の措置として、以下3点を講じるとともに、直ちに検討を開始すべきと考えます。

1. NTT東・西における更なる情報開示の実施

(1) 接続料算定の見直しの検討に資する情報

平成23年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申におけるNTT東・西に対する要請事項（【別添3】参照）、及び平成24年2月2日の情報通信審議会答申に基づく行政指導（【別添4】参照）に基づく要請事項においては、ドライカッパ等接続料の在り方の検討に資する情報について、総務省への報告が求められておりますが、これらについては、総務省のみならず広く国民に対して情報開示を行い、メタル回線に係るコストの透明化を図るとともに国民全体で検証できるようにすべきと考えます。

(2) 接続事業者の事業予見性確保に資する情報

平成22年11月2日にNTT東西よりコア網の概括的展望が示されましたが、アクセス網については、メタル回線設備移行計画等の接続事業者が今後の事業の予見性確保に必要な情報は未だ提示されておりません。従って、情報通信審議会答申に基づく行政指導も踏まえて、例えば、以下のような情報を早期かつ積極的に開示すべきと考えます。

- ・2020年代初頭に、1,000万から2,000万回線程度のメタル回線が残るとした根拠
- ・1,000万から2,000万程度のメタル回線が残ることを踏まえた、メタル回線と光回線の設備維持及び運営管理にかかる二重コスト負担の回避方法、及びコストの最適化を図る方法（未利用設備の撤去等）
- ・メタル回線を利用したIP電話の提供有無、接続事業者サービス（ドライカッパ電話、ADSLラインシェアリング等）の継続可否及び代替サービスの提供方法等

2. メタル回線設備の利用実態に応じたNTT東・西におけるコスト削減方策の検討・実施

ドライカッパ接続料等を構成する費用項目において、利用回線数の減少に応じたコスト削減効果が見られません。メタル回線設備の利用実態を踏まえると、未利用メタル回線の取扱いや実態に応じた耐用年数の設定、メタル回線を利用するサービスの申込受付に係るコストの適正化などの課題が未だ残されたままとなっています。

現在、未利用のまま残置されているメタル回線については、とりわけ長期にわたり使用されていない回線が多数存在し（2010年度末の未利用芯線率 NTT東：65.4%、NTT西：62.9%）、これらの回線は専らユニバーサルサービスの観点から残置されていると言えます。基本的に接続事業者として使用することのない当該回線に係るコストは構造的な接続料上昇の最大要因ですが、マイグレーションの進展とともに問題が深刻化する一方であることから、接続料算定対象コストとしてどう取り扱っていくべきか早急に検討すべきです。

また、メタル設備に係る耐用年数については、現状、法定耐用年数が適用されていますが、法定耐用年数以上に利用されている設備も存在することから、利用実態を踏まえ、経済的耐用

年数への変更といった見直しについて、直ちに実施すべきです。

メタル回線を利用するサービスの申込受付に係るコストについては、需要が減退している中であるにも関わらず、メタル回線に係る各種システムの更改等が度々行われており、需要減に応じたコスト削減がなされていないと考えられます。そのため、当該コストの適正性を検証するとともに、利用実態に応じた必要最小限のコストで申込受付の運用が可能となる方策を検討すべきと考えます。

以上3点は、一意にNTT東・西におけるコスト削減に対する取組となります。実効性が見込めない場合は、インセンティブ規制であるプライスキャップを設定する方策についても、導入に向けた検討が行われるべきと考えます。

3. 算定方法見直し等の検討に向けた関係事業者参加型の議論の場の設定

ドライカッパ接続料等の当該算定方法の抜本的な見直しによる構造的問題の早期解決及び、ドライカッパ電話やADSLといったメタルサービスの今後の在り方について道筋を示すため、NTT東・西に要請された種々の取組やメタル回線に係る上記、1.(1)及び(2)のデータ等の検証、上記2で示した諸課題について検討、議論する場として、総務省主催による関係事業者参加型の場を直ちに設定すべきと考えます。

以上

【別添 1】

■情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成22年2月22日）抜粋

2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

- (1) P S T Nから I P 網への移行が進展する中で、今後もレガシー系サービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省において、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配意しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うこと（考え方1）。
- (2) P S T Nから I P 網への移行について、N T T 東西は平成22年度に概略的展望を公表することとしているが、今後接続料算定の在り方に係る検討を行う場合にはP S T Nからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、N T T 東西に対し、必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うことを要請すること（考え方1）。
- (3) P S T Nから I P 網への移行の進展に伴うレガシー系サービスの需要の減少等により接続料が上昇傾向を続けていること等の懸念が示されている状況を踏まえ、N T T 東西に対し、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること（考え方2）。

（以下略）

【別添2】

■情報通信審議会答申（平成23年12月20日）抜粋

（3）メタル回線コストの在り方

ウ 考え方

（中略）

以上を踏まえ、移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方について、ユニバーサルサービス制度との関係にも配意しながら、①未利用芯線コストの扱い、②メタルの耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適當である。

なお、その際には、メタル回線のコストの上昇が接続事業者のIP網への移行を促すという指摘があることに留意しつつも、IP網への移行の進展に伴い未利用芯線における「未利用」の意味が変化している点、接続料算定方法によってメタル回線の耐用年数が異なる点、移行期における費用配賦のバランスの在り方等についても留意すべきである。

（以下略）

【別添3】

■情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成23年3月29日）抜粋

2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）。

（中略）

（3）NTT東西に対し、以下の点について、平成23年度接続料の再計算報告時までに総務省に報告することを要請すること（考え方5）。

- ①平成22年度に実施したコスト削減の取り組み及び平成23年度に計画しているコスト削減の取り組み
- ②平成22年度末時点におけるメタル回線の経過年数別構成及びメタル回線の残価率
- ③平成22年度のメタル回線と光回線に係る費用の配賦に用いた比率を算出するために用いた芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長及び算定方法
- ④平成22年度のメタル回線に係る施設保全費のうち、以下の各費用及び費用配賦に用いたドライバ
 - （1）電柱、土木設備に係る費用
 - （2）ケーブル保守に係る費用
 - （3）その他

（4）NTT東西に対し、以下の点について、平成23年度接続料の再計算報告時までに総務省に報告することを要請すること（考え方7）

- ①平成12年度末から平成22年度末におけるメタル回線の利用率（局出しベース）
- ②平成22年度末におけるメタルケーブルの利用率（ケーブル単位。局出しベース）
- ③下部区間におけるメタル回線の利用状況（東西各10件程度のサンプル調査）
- ④平成22年度におけるメタル回線の撤去実績

また、上記①～②については、接続料算定の透明性を一層向上させる観点から、総務省への報告に加え、一般に開示することを要請すること。

【別添4】

■ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する講すべき措置について（要請） (N T T 東・西) (平成24年2月2日) 抜粋

3 電話網から I P 網への円滑な移行（事業者対応）に関する措置

以下の点について、2012年6月末まで((2)イの2項目目及び(2)ウについては2012年10月末まで)に総務省に報告すること。また、(4)から(6)までについては、その後半年ごとに、2014年末まで総務省に報告すること。

(中略)

(2) メタル回線コストに関するもの

ア 未利用芯線コストの扱い

- ・メタルケーブル種別(1000芯ケーブル、600芯ケーブル、400芯ケーブル、100芯ケーブル等)ごとのメタル回線利用率(局出しベース。2012年3月末時点)(サンプル調査)
- ・フレッツ光サービスを提供していない局舎におけるメタル回線の利用率(2012年3月末時点)(サンプル調査)
- ・2020年代初頭において、1,000万から2,000万回線程度のメタル回線が残るとの見込みを踏まえた、2012年度以降のメタル回線撤去等の対応の考え方

イ メタルの耐用年数

- ・2011年度末におけるメタル回線の経過年数別構成及びメタル回線の残価率
- ・メタル回線に係る故障件数と使用年数の相関関係(サンプル調査)
- ・メタルケーブルの劣化要因

ウ 施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法

- ・2011年度のメタル回線に係る施設保全費のうち、以下の各費用及び費用の配賦に用いたドライバ

- ①電柱、土木設備に係る費用、②ケーブル保守に係る費用、③その他